

# シュアル・ 許されません!

このような行為は

性的な 関係の 強要



食事ゃデー トへの執拗 な誘い

性的冗談 やからかい 性的な事実 に関する 質問

身体への 接触

拒否等したことに よる不利益取扱 い(採用差別・ 内定取消等)



不必要な

# このような場面で起きています!

正式な採用活動の場だけでなく、インターンシップへの参加、リク ルーターと会ったときやOB・OG訪問等の場においても問題となって います。

セクハラ行為を受けたのはどのようなときでしたか	全体	男性	女性
インターンシップに参加したとき	34.1	32.3	35.9
企業説明会やセミナーに参加したとき	27.8	34.7	21.4
就職採用面接を受けたとき	19.2	21.0	17.6
内々定を受けたとき	13.7	19.4	8.4
内々定を受けた後	12.9	12.9	13.0
リクルーターと会ったとき	12.5	13.7	11.5
志望先企業の従業員との酒宴の場	11.8	9.7	13.7
SNSや就活マッチングアプリを通じて志望先企業の従業員とやりとりや相談等を行っていたとき	7.5	5.6	9.2
大学のOB/OG訪問のとき	5.9	8.9	3.1
その他	1.2	0.0	2.3

# 行為者は採用の担当者だけではありません!

企業においては採用活動を適切に管理したり、インターンシップ受 入れ部署等を含めて労働者への周知や研修等により就活セクハ ラの未然防止に努めましょう。

セクハラ行為を行ったのは誰でしたか	全体	男性	女性
インターンシップで知り合った従業員	32.9	29.0	36.6
採用面接担当者	25.5	25.8	25.2
企業説明会の担当者	24.7	35.5	14.5
大学のOB/OG訪問を通じて知り合った従業員	17.6	16.9	18.3
学校・研究室等へ訪問した従業員、リクルーター	12.5	16.9	8.4
SNSや就活マッチングアプリを通じて志望先企業の従業員	12.2	13.7	10.7
志望先企業の役員	11.0	8.9	13.0
その他	1.2	0.0	2.3

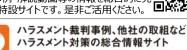
資料出所:令和3年4月30日厚生労働省発表

『職場のハラスメントに関する実態調査報告書』(令和2年度厚生労働省委託事業)

# 男女雇用機会均等法では、事業主に対し職場における セクシュアルハラスメント防止対策を講ずることが義務付けられています!

男女雇用機会均等法第11条の2における事業主及び労働者に対するセクシュアルハラ スメント防止に関する責務規定(※)の趣旨を踏まえ、セクハラ防止指針7には、職場におけ るセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際には、事業主 が就職活動中の学生を含む求職者やインターンシップを行っている者等(以下「就活 生等」といいます。) についても、**同様の方針を併せて示すことが望ましい**こと、職場にお けるセクシュアルハラスメントに類すると考えられる**相談があった場合**には、就活生等につい ても、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましいこと等が規定されてい ます。 (※) セクハラに限らず、法に定められている事業主の責務の詳細は裏面を参考にしてください。

ニノハ・ショルにハラスメントについて、研修資料・対応事例・解説動画等の情報を総合的に発 信している特設サイトです。是非ご活用ください。



ハラスネント あかるい職場応援団

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

學厚生労働省

**茨城労働局雇用環境・均等室** 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 URL https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html



# 就活ハラスメント防止対策企業事例集をご活用ください!

学生を守り、企業を守る、10社の取り組みをご紹介しています! ~就活ハラスメント防止対策を講じる際の参考資料としてご活用ください~





### (URL)

https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001060585.pdf

〔掲載データ情報〕

> PDF:52^° - ジ

>12.1MB

企業の取組状況に係る 現状分析や10社の好事 例を紹介しています!



[▼QR⊐-ド]

# 事業主がハラスメント防止に関して実施すべき内容について

ハラスメント防止の 責務とは?

(労働施策総合推進法 第30条の2)

(男女雇用機会均等法 第11条)

(男女雇用機会均等法 第11条の3)

(育児・介護休業法 第25条)

### 事業主が、その雇用する労働者又は事業主自身が行う職場におけるハラスメントを防止するため雇用管理上講ずべき措置は以下①~⑩です。

- ① 上の4つのハラスメント (パワハラ、セクハラ、マタハラ、育・介ハラスメント) の内容、ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化及び周知・啓発
- 上の4つのハラスメント行為者について、厳正に対処する旨の方針の明確化及びその周知・啓発
- 相談窓口の設置及び周知
- 相談窓口担当者が広く相談に応じ、適切に対応できるようにすること
- 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと
- 再発防止に向けた措置を講ずること(事実確認ができなかった場合も同様)
- 相談者・行為者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること
- 事業主に相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として解雇その他の不利益取扱をされない旨の定めとその周知
- らず就業規則や社内掲示物等により定め、労 働者に周知してください。就業規則や掲示物の 例は茨城労働局のホームページからダウンロード できます。

➤①、②、③、④、⑨、⑩は事案の発生に関わ

▶⑤~⑧は事案が発生した場合に対応いただく 内容です。

# 就業規則記載例、社内周知リーフレットをダウンロードしてお使いいただけます!

### ▼ 茨城労働局のハラスメント対応事例の掲載ページ

https://jsite.mhlw.go.jp/ibarakiroudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu\_naiyou/koyoukankyou\_inf/syokuba\_ harassment.html



ニュース&トビックス

就勞働局

各種法令・制度・手続き

事例·統計情報

就業規則に明記されていない事項をリーフレット(ポスター)などで周知した例

どのような言動がどのような処分に相当するかを記載した懲戒規定の例 <u>■(word1ページ</u>:15kB) <a href="c">(PDF1ページ:97kB)</a>

窓口案内

労働局について>業務内容>雇用環境・均等室>職場におけるハラスメント対策(対応事例)

## 業務内容 · 総務部 当働基準部 : 職業安定部 · 雇用環境·均等室 える(乳)認定企業一覧 \*\*「働き方改革」推進の取組につ して

- ロークシェアリングを導入しませんか
- 18 茨城県医療動物環境改善支援
- 雇用環境・均等室が所挙する助 成金 学生アルバイトの労働条件確保
- ※ 学生向け労働法セミナー「出前 講座」の講師を派遣します ▶ 部署一覧
- ▶ 関連施設

**図**(<u>word1ページ</u>:14KB) \*\*(<u>PDF1ページ</u>:83KB) ▶ 参考1 <u>村販窓口(一次対応)担当者のためのチェックリスト</u> (PDF:12MB)

就業規則に委任規定、詳細を別規程に定めた例

●服務規律、懲戒事由を引用するケース

**國**(<u>word3ページ</u>:21KB) \*\*\*(<u>PDF3ページ</u>:153KB)

**図**(word3ページ:21KB) \*\*(PDF3ページ:168KB)

●膨成事由のみ引用するケース
■(word2ページ:153kB)

処分にあたっての判断要素を記載した懲戒規定の例

参考2 事実確認のためのヒアリング票

職場におけるハラスメント対策(対応事例)

· <u>相談受付票</u> (EXCEL:11KB) ・行為者聞き取り票 (EXCEL:11KB)

▶ 参考3 相談・苦情への対応の流れの例 (PDF:229KB)

れ社 ていますの人物が加工可能媒体で

### ▼ 対応事例のリーフレット例

~社内の見やすい場所に掲示してください~

法律の水準を確保した 内容が盛り込まれてい ます!

### ハラスメントは許しません!

- 職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当 的に許されない行為であるとともに、労働者の能力 の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行 を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。
- 2 我が社は下記のハラスメント行為を許しません。
- <パワーハラスメント> <セクシュアルハラスメント> <妊娠・出 産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント>
- この方針の対象は、正社員、派遣社員、パート・アルバイト等 当社において働いているすべての労働者です。
- 社員がハラスメントを行った場合、就業規則第△条「懲戒の事 由」第1項、第2項に当たることとなり、処分されることがあります。

### 相談窓口

職場におけるハラスメントに関する相談(苦情を含む)窓口担当 者は次の者です。電話、メールでの相談も受け付けますので、一 で悩まずにご相談ください。

○○課 ○○○ (内線○○、メールアドレス○○○) (女性) △△課 △△△(内線△△、メールアドレス△△△)(男性 相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバ (男性) -を守って対応しますので安心してご相談ください。

- 6 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取 扱いは行いません。
- 7 相談を受けた場合には、<mark>事実関係を迅速かつ正確に確認</mark>し、事 実が確認できた場合には、<mark>被害者に対する配慮のための措置</mark>及び **行為者に対する措置**を講じます。また、**再発防止策を講じる**等適切 に対処します。

